

毎週月・水・金曜日発行

# 富山県報

令和6年7月3日

水曜日

号外

目次

**労働委員会告示**

○地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項による認定

1

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

**富山県労働委員会告示第1号**

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項による認定について

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、同法第3条第4項の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、令和6年6月21日次のとおり認定したので告示する。

なお、平成28年富山県労働委員会告示第1号は、廃止する。

令和6年7月3日

富山県労働委員会

会 長 島 谷 武 志

富山県企業局の職員が結成し、又は加入する富山県公営企業職員労働組合については、次の表に掲げる地位にある者。

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
本局	局長、理事、次長、参事、課長、主幹、人事関係事務について課長を補佐する課長補佐、経営管理課の管理係長、経営係長、管財係長及び人事労務事務の企画担当の主任又は主事
出先機関	所長、次長、所長代理及び支所長

